



平成30年第11回総会

会 議 録

期日 平成30年11月27日

場所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

第 1 1 回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日間 平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 (火)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	5 7	農地法第 3 条許可申請について
3	5 8	農地法第 5 条許可申請について
4	5 9	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
11月27日	午前 9 時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 4 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進員別
会長	1 番	沖 園 強	農業委員
	2 番	原 田 克 子	農業委員
	3 番	俵積田 広 昭	農業委員
	4 番	眞 茅 文 男	農業委員
	5 番	鮫 島 裕 次	農業委員
	6 番	水 野 正 子	農業委員
	7 番	楠 義 文	農業委員
	8 番	天 達 範 隆	農業委員
	9 番	中 原 敬 彦	農業委員
会長代理	1 0 番	畑 野 真 人	農業委員
	1 1 番	篠 原 正	農地利用最適化推進委員
	1 2 番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進委員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	1 4 番	桑 原 和 英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 下 山 健 一
主幹兼農地係長 永 江 靖 博
農地係参事補 前 原 光 博

午前9時30分 開会

議長 平成30年第11回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。9番中原敬彦委員、10番畑野真人委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号21号

整理番号21号の申請地は、板敷南町〇〇番、畑、1,125㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、77歳、大阪府にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、43歳、板敷本町にお住まいです。

申請地は、さつま板敷駅より南東側約〇〇mに位置しています。

整理番号21号については調査書にあるとおり、農地法第3条第21項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号21号の申請地については3・4ページに掲載してあります。

申請地は、さつま板敷駅より南東側約170mに位置しています。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上説明を終わります。

議長 次に、地区担当委員から、調査結果の報告並びに補足説明をお願いします。

天達委員をお願いします。

8番(天達委員) 整理番号21号について報告いたします。

11月16日に譲受人であります〇〇〇〇さんの立ち会いのもと、現地確認を行いました。

譲受人は板敷集落に居住し、甘しょ・実エンドウを中心に栽培する畑作農業者です。

申請地の位置関係につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請地の北側及び南側は畑、西側は道、東側は甘しょ畑となっております。

申請地は現在実エンドウ畑となっております。

権利取得後も実エンドウ・甘しょ畑として利用する計画で、本件の権利取得によ

り周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農地法第3条許可申請の整理番号21号は、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が2件です。

整理番号38号

整理番号38号の申請地は中央町〇〇番〇，畑，298㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，会社員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在，借家住まいのため，申請地に自宅を新築したいため。」とのことです。

申請地は7・8ページに掲載してあります。

南海自動車学校から東側〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種低層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は298㎡で問題のないものと思われます。

一般住宅転用にあたり，30cm程度の盛土を行いますが，周囲の境界は，既存のブロックに積み増しを施します。

建物は高さ5.0mの平屋であり，土地境界から約1m以上控えて建築します。

雨水については，隣接する側溝がないことから，屋根部の雨水は北側入り口付近に60cm四方の深さ120cmの集水桝を設置します。雨水桝に貯留した雨水は，排水ポンプ2基で汲み上げ，北側の集落道に排水管を埋設し，西側の市道側溝へ放流する計画です。

なお，申請人より敷地内の雨水については，側溝を確保できないため，集水桝により適切に処理し，被害防除に努めるとともに，被害の発生した場合はその対策に

ついて万全の措置をし、隣接土地所有者からの苦情があった場合も自らの責任で対処するとの上申書及び誓約書が提出されております。

また、集落道に埋設する排水管については、管理者である大堀公民館より承諾を得ているとのことです。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

続きまして、整理番号39号

整理番号39号の申請地は板敷本町〇〇番、畑、622㎡、畑です。

譲受人は〇〇〇〇さん、無職です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は貸駐車場です。

申請事由は、「申請地近くの集落墓地に駐車場がないため、墓参りに来る人の駐車場として集落で利用してもらうため。」とのことです。

なお、譲受人・譲渡人とも県外に居住しております。

譲渡人は譲受人の弟であり、体調が良くなく、枕崎に帰省して、申請地の管理ができないことから、姉に譲渡し、土地の有効利用を図ってもらうものであります。

計画内容は普通自動車7台・軽自動車4台分の駐車場です。

整理番号39号の申請地は、10ページに掲載してあります。

板敷本町・板敷集落墓地から東側約〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分はJRさつま板敷駅より北西〇〇mに位置しており、500m以内農地に該当するため第2種農地と判断します。

計画面積は622㎡とそれぞれ問題のないものと思われれます。

駐車場転用にあたり、造成は、現状のままで、整地後、地表面は、砂利敷にすることです。南側及び東側の農地境界には土留めを行います。

車の出入りは北側よりスロープを設けて行います。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号38号について、楠委員をお願いします

7番（楠委員）天達農業委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと、現地確認を行いました。

整理番号38号について報告いたします。

立会人は申請者代理、〇〇さんです。

38号の申請地は、説明にありましたとおり、中央町に位置する農地です。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北側は宅地及び道、西及び南側は道、東側は雑種地です。

30cm程度の盛土を行いますが、周囲の境界は既存のブロックに積み増しを施し、周辺の土砂が雨水で流出するのを防止する計画です。

建物は平屋であり、境界から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはあり

ません。

雨水については、隣接する側溝がないことから、北側入り口付近に集水枡を設置します。

排水ポンプ北側の集落道に埋設する配水管により、西側の市道側溝へ放流する計画です。

生活排水は、北側の道に埋設されている下水道へ排出する計画です。

被害防除策も施されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

議長 次に、整理番号39号について、天達委員お願いします。

8番（天達委員） それでは、整理番号39号について報告いたします。

11月16日に、楠委員、俵積田推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は申請人の代理である〇〇さんです。

39号の申請地は、事務局の説明にありま

した。転用目的は貸し駐車場です。

申請地の東側は宅地及び畑、南側は畑、西側は原野、北側は道です。

整地後は砂利敷きをしまして、建物の建築もないため、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

南側及び西側の農地境界には土留めを行い、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

また、南側の農地は1段低くなっています。境界一部土嚢積みが施されてありましたが、流出の恐れが予想されたので、土砂雨水の流出対策と転落防止用の車留めを施すよう指導しました。

雨水については、西側側溝へ放流により処理する計画です。

その他、被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

議長 以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第5条許可申請の整理番号38号及び39号の2件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第4号議案第59号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は11ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号159から170-3の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外11名、利用権設定をするもの、〇〇〇〇さん外18名で、設定面積は、畑が25筆の29,780㎡、樹園地が33筆の45,184㎡で、合計58筆の74,964㎡です。

次に所有権移転です。議案書は13ページになります。

整理番号21号、譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は農事組合法人〇〇〇〇です。

売買による所有権移転で移転面積は2,958㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

10番（畑野委員）利用権設定の整理番号159番ですけど、地目は樹園地ですけど茶畑じゃなくてミカンの木ですかね。

事務局 159号の作物については、申しわけありません、把握しておりません。

10番（畑野委員）また後でも。

事務局 はい。

議長 他にはございませんか。

（質疑なしと呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号159号から170の3号まで、及び所有権移転の整理番号21号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第59号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前9時50分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

会議録署名委員 中原 敬彦

会議録署名委員 畑野 真人